

白浜町宿泊税制度（案）

令和8年3月17日
和歌山県白浜町

1 はじめに

少子高齢化の進展に伴う急激な人口減少や地域の経済産業活動の縮小に伴い、町税収入の減少が懸念される中、交流人口を拡大させ、白浜町の地域経済の活性化に大きく貢献する観光振興に関する重要性が高まっており、観光施策を継続的に実施し、地域社会・経済の好循環を生み出していくことを目的とした財源の確保として、「宿泊税」について検討を進めるに至りました。

検討にあたっては、令和7年10月30日に白浜町宿泊税検討委員会（以下、「検討委員会」といいます。）を設置し、検討委員会において宿泊税導入の妥当性、目的、使途、課税要件等について、先行導入自治体の状況や各種アンケート調査の結果をもとに慎重に議論を重ねてきました。

この度、令和8年3月4日に検討委員会委員長から白浜町長に対し報告書が手渡されたことを受け、町は「白浜町宿泊税制度（案）」を作成いたしました。



2 宿泊税制度の導入について

(1) 宿泊税制度導入の背景

- ◆ 観光産業は町の基幹産業として裾野が広く、地域経済の活性化に大きな影響があることから、人口減少社会における観光振興の重要性が高まっており、全国有数の国際観光立町「白浜」の実現をめざした観光施策を継続的に実施し、地域社会・経済の好循環を生み出していくための安定的な財源の確保が必要です。
- ◆ 人口戦略会議において、当町が消滅可能性自治体に挙げられるなど、少子高齢化に伴う急激な人口減少や地域の経済産業活動の縮小に伴い、町税収入の減少が懸念されています。 ※2025年人口19,432人→2045年人口推定14,183人（約27%減少見込み）
- ◆ 財源の確保として、規模・安定性・継続性の観点、また、受益に応じた負担を求める関係性が明確である法定外目的税について議論を進め、町民に負担を求めない新たな税制度としては、観光活動のうち、把握の容易性や行政コストが低い、宿泊施設への宿泊行為に課税する「宿泊税」が最も適していると考えられます。

以上の経緯から宿泊税制度については、関係団体代表者や有識者で構成される白浜町宿泊税検討委員会において、多様な視点から客観的な検討を行いました。

2 宿泊税制度の導入について

(2) 宿泊税検討経過

日程	協議、委員会等	議題・内容等
令和7年4月1日	白浜町関係課会議	町長から宿泊税導入へ向けた取組指示、協議
令和7年6月3日	白浜町議会全員協議会	宿泊税導入に向けた説明、今後のスケジュール等
令和7年7月1日	和歌山県市町村課	事前協議
令和7年7月22日	総務省自治税務局	事前協議
令和7年8月19日	白浜町議会全員協議会	取組経過説明、今後のスケジュール等
令和7年10月30日	第1回白浜町宿泊税検討委員会	宿泊税の検討経緯、使途、制度設計等
令和7年11月10日	宿泊者および宿泊事業者向けアンケート調査	基礎情報の把握等。同年12月31日まで
令和7年11月18日	宿泊事業者説明会	検討経緯、使途、制度設計等（～11/19.20）
令和7年11月26日	白浜温泉旅館協同組合への説明会	検討経緯、使途、制度設計等
令和7年12月2日	白浜町議会全員協議会	取組経過説明、今後のスケジュール等
令和7年12月15日	南紀白浜観光協会への説明会	検討経緯、使途、制度設計等
令和8年1月20日	第2回白浜町宿泊税検討委員会	アンケート結果、制度案、事業例等
令和8年2月10日	白浜町議会全員協議会	取組経過説明、今後のスケジュール等
令和8年2月12日	第3回白浜町宿泊税検討委員会	宿泊税の使途、税額、報告書案
令和8年3月4日	白浜町宿泊税検討委員会報告書伝達式	検討委員長から町長へ報告書を伝達

宿泊税検討委員会において、先行導入自治体の状況や各種アンケート調査の結果をもとに慎重な議論を重ねた結果、観光振興のための宿泊税導入については妥当であるとの報告を受けました。
本資料は、検討委員会の報告書に基づき、宿泊税の制度設計について町が案としてお示ししたものです。

2 宿泊税制度の導入について

(3) 宿泊税とは

「宿泊税」は、ホテルや旅館、民泊などに宿泊する方に対して課税される法定外目的税です。観光振興に充てる財源として、全国19自治体（令和8年2月現在。総務大臣同意済み施行前は35自治体。）で導入が進んでおり、今後も全国的に導入が広がっていく見込みです。

※法定外目的税とは

地方税法に定める税目以外に自治体の条例で定める税目で、特定の費用に充てるための税。普通税とは異なり、地方交付税の基準財政収入額の算出に関係しない税であることから、交付税が減額されず、純粋に導入自治体の自主財源が増えることとなります。

(4) 白浜町における宿泊税制度導入についての基本的な考え

- ① 町は、観光施策を継続的に実施し、地域社会・経済の好循環を生み出していくための安定的な財源の確保手段として、宿泊税の導入をめざします。
- ② 宿泊税は、全国有数の国際観光立町「白浜」をめざし、旅行者の満足度や利便性、快適性を高めるとともに、住民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるものとします。
- ③ 宿泊税の用途は、「第2次白浜町長期総合計画」に基づくものとし、具体的な事業については関係団体との緊密な協議を行い、慎重に検討を進めていくとともに、毎年公表します。

3 白浜町宿泊税制度 (案)

(1) 課税要件の概要

項目	内容	白浜町の宿泊税制度(案)								
課税客体	税金がかかる物や行為	白浜町に所在する宿泊施設への宿泊行為								
課税標準	納税額を算出する際に必要な基本的な数値	宿泊施設への宿泊数								
納税義務者	租税を納める義務を課せられる者	宿泊施設への宿泊者								
徴収方法	特別徴収：宿泊事業者が宿泊者から宿泊税を徴収し納入	特別徴収								
申告期限	条例に規定する日までに、徴収(納付)すべき租税の情報を申告し、租税を納付するもの	毎月末日までに、前月の初日から末日までの間の分を申告納入 ※特例あり								
免税点	一定の要件を満たさなければ課税しないとする制度	設けない								
税額・税率	税金の額。一律定額制、段階的定額制、定率制などがある	<table border="0"> <tr> <td>宿泊料金 1万円未満</td> <td>税額200円</td> </tr> <tr> <td>宿泊料金 1万円以上 2万円未満</td> <td>税額300円</td> </tr> <tr> <td>宿泊料金 2万円以上 5万円未満</td> <td>税額500円</td> </tr> <tr> <td>宿泊料金 5万円以上</td> <td>税額1,000円</td> </tr> </table>	宿泊料金 1万円未満	税額200円	宿泊料金 1万円以上 2万円未満	税額300円	宿泊料金 2万円以上 5万円未満	税額500円	宿泊料金 5万円以上	税額1,000円
宿泊料金 1万円未満	税額200円									
宿泊料金 1万円以上 2万円未満	税額300円									
宿泊料金 2万円以上 5万円未満	税額500円									
宿泊料金 5万円以上	税額1,000円									
課税免除	地方税法第6条の規定により、公益上その他の理由があるときは、課税をしないことができる	<ul style="list-style-type: none"> 年齢12歳未満の者 修学旅行その他の学校行事に参加する者 災害などにより避難が必要な者 公益上その他の理由により規則で定める者 								
罰則規定	<ul style="list-style-type: none"> 納税管理人に係る不申告 宿泊税に係る帳簿、売上伝票等の不記載・不作成または虚偽記載・虚偽作成 	<ul style="list-style-type: none"> 10万円以下の過料 1年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金 								
課税期間	制度の施行状況や社会経済情勢の推移などを勘案して、一定期間ごとに見直しを行う	条例施行後3年で見直しを行い、以後5年周期で見直す								

3 白浜町宿泊税制度 (案)

(2) 各項目ごとの考え方

ア 課税客体・課税標準・納税義務者

課税客体：	白浜町に所在する宿泊施設への宿泊行為
課税標準：	宿泊施設への宿泊数
納税義務者：	宿泊施設への宿泊者

先行導入自治体において東京都を除き、「旅館業法の許可を受けたホテル・旅館・簡易宿泊所」、「住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）」としています。施設の種類によって、宿泊者が享受する行政サービスに変わりはないことから、課税客体は白浜町に所在する次の施設とし、また、先行導入自治体と同様に、課税標準は「宿泊施設への宿泊数」、納税義務者は「宿泊施設への宿泊者」と考えます。

【対象施設】

旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定する旅館業(同条第4項に規定する下宿営業を除く。)に係る施設
住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に係る住宅

【参考】

宿泊事業者数：旅館業法（ホテル・旅館・簡易宿所） 228件、住宅宿泊事業法（民泊） 52件 ※2026.3.1現在

イ 徴収方法

徴収方法：	特別徴収
-------	------

宿泊者から宿泊税を直接徴収することは、実務上困難であると考えられることから、全ての先行自治体において、宿泊事業者等を特別徴収義務者とし、宿泊事業者等が宿泊者から宿泊税を徴収し、自治体へ納入する方法をとっています。また、入湯税を納入している事業者においては、その仕組みと同様になるため、円滑に導入しやすい。

3 白浜町宿泊税制度 (案)

ウ 申告期限

申告期限： 毎月末日までに、前月分を申告納入する

※一定の要件を満たした場合は、3か月分をまとめた年4回の申告納入の特例を設ける

全ての先行導入自治体において、毎月末日までに前月分を申告納入する方式をとっている。また、特例として、一定の要件に該当し承認を受けた場合には、年4回の申告納入としている。

【特例要件の例】

①過去12か月の宿泊税年税額が一定額以下である、②過少申告加算金等の決定を受けていない、③税を滞納していない、④1年以上前から宿泊施設の経営を開始している等、今後、規則により定めることとします。

エ 免税点

免税点： 免税点は設けない

受益者負担、公平性の観点から、宿泊料金区分による免税点（宿泊料金による課税免除）は設けない。

3 白浜町宿泊税制度 (案)

オ 税額・税率

税額・税率： 段階的定額制（一人一泊につき）

① 宿泊料金 10,000円未満	税額	200円
② 宿泊料金 10,000円以上 20,000円未満	税額	300円
③ 宿泊料金 20,000円以上 50,000円未満	税額	500円
④ 宿泊料金 50,000円以上	税額	1,000円

(※宿泊料金は食事代、遊興費、税金等を除く素泊まり料金です。)

応能負担の観点から、宿泊料金区分において税額の段階を分けました。

税額については、町の観光振興における課題や新たな取り組みに必要な財政需要、宿泊者や宿泊事業者へのアンケート結果、宿泊税検討委員会でのご意見等を踏まえ、設定しました。

【税込試算】年間宿泊者 171万人（宿泊料金区分別宿泊者数は、アンケート結果からの按分比率による）推計値

※白浜町観光課調べ令和6年宿泊者数より

200円×27万人＝ 5,400万円

300円×85万人＝ 2億5,500万円

500円×51万人＝ 2億5,500万円

1,000円×8万人＝ 8,000万円

合計 約6億5,000万円



3 白浜町宿泊税制度 (案)

カ 課税免除

- 課税免除： ① 年齢12歳未満の者
② 修学旅行その他教育上の見地から行われる行事において宿泊する者
③ 災害などにより避難が必要な者
④ 公益上その他の事由により規則で定める者

他の先行導入自治体の大半では、課税免除を設けていない又は修学旅行等に限定している状況ですが、白浜町の入湯税課税免除と同様の対象者とし、宿泊事業者側の混乱を招かないようにするものです。

キ 罰則規定

納税管理人に係る不申告： 10万円以下の過料

宿泊税に係る帳簿、売上傳票等の不記載・不作成または虚偽記載・虚偽作成： 1年以下の拘禁刑
または50万円以下の罰金

納税管理人に係る不申告に関する過料については、広域をカバーできない市町村単位の自治体では、納税管理人に対する規定を厳格化するため規定するものです。

宿泊税に係る帳簿、売上傳票等の不記載・不作成または虚偽記載・虚偽作成に関する罰則については、宿泊税算定に係る事項であり、違反行為を抑止するためにも罰則は必要と考えるものです。

3 白浜町宿泊税制度 (案)

ク 課税期間・見直し期間

課税期間・見直し期間： 条例施行後3年で見直しを行い、以後5年周期で見直す

総務省自治税務局長通知に基づき、全ての先行導入自治体において、条例施行後も制度内容の見直しを行うこととしています。

先行導入自治体では、観光業を取り巻く環境の変化に対応するため、宿泊税導入後も制度の在り方を議論し、制度変更を行っている自治体もあることから、制度の施行状況や社会経済情勢の推移などを勘案しながら、条例施行後最初の見直し期間は3年とし、以後、5年周期で見直しを行います。



4 事業者補助について

(1) 特別徴収交付金

宿泊税の申告と納入に要する事務負担を考慮し、併せて特別徴収制度の円滑な運営を図ることを目的として、特別徴収義務者へ交付する交付金。(すべての先行導入自治体において実施。)

特別徴収交付金： 納期限内納入額の3% (2.5%に導入当初は0.5%を加える)

先行導入自治体では、納入額の2.5%を特別徴収交付金として交付しており、併せて導入当初は0.5%加算を設けている自治体が大半となっています。

要件によって交付金額を加算・減算とする自治体もみられますが、細かい制度にすると計算や事務が煩雑となってしまうと考えます。

また、納期限内の納付を促すため、納期限内に納入した場合に特別徴収交付金を交付することとします。

(2) システム整備費等補助金

宿泊税導入に伴う事務負担の軽減および宿泊税の円滑な徴収を図るため、特別徴収義務者を対象に、既存のレジシステム等の改修に係る経費やチラシ・パンフレットの修正等に係る経費を補助します。

システム整備費等補助金： 上限100万円 (50万円まで全額補助、超える部分は1/2補助)

宿泊事業者向けアンケート結果では、宿泊税導入に伴う経費負担の想定は、50万円未満が約8割を占めていたことから、50万円までを全額補助とし、100万円までを半額補助としたシステム整備費等補助金を創設するものです。

※先行導入自治体では愛知県常滑市が同水準で実施しています。

5 想定スケジュール

- | | |
|--------|---|
| 令和8年3月 | 白浜町宿泊税制度案と条例骨子案を作成
宿泊事業者へ「白浜町宿泊税制度案の概要」を郵送 |
| 令和8年4月 | パブリックコメント（4月30日まで意見募集） |
| 令和8年5月 | 白浜町議会全員協議会にて制度案を説明 |
| 令和8年6月 | 白浜町議会へ条例案を上程
総務省との本協議 |
| 令和8年7月 | 特別徴収義務者説明会を実施
旅行者等への制度周知開始 |
| 令和8年9月 | 宿泊税新設に関する総務大臣同意 |
| 令和9年3月 | 宿泊税条例の施行（3月1日徴収開始） |